

令和 7 年
9 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
議案第 54 号	高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について	3
議案第 56 号	市道路線の認定について	4
議案第 57 号	令和 6 年度高浜市水道事業会計未処分利益余剰金の処分について	11
議案第 58 号	高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について	12

議案第54号関係

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(損害賠償責任の一部免責) 第2条 略 2 法第243条の2の8第1項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） <u>第173条の5第1項第1号</u> に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）とする。	(損害賠償責任の一部免責) 第2条 略 2 法第243条の2の8第1項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） <u>第173条の4第1項第1号</u> に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）とする。

議案第56号関係

市道路線の認定について

(1) 路線の概要

路線番号	路線名	延長 (m)	幅員(m)
833	中新田3号線	59.5	5.0～9.2
834	白沢焼山2号線	208.2	5.0～10.5
835	論地30号線	127.7	5.0～13.4
836	三本木4号線	67.6	4.0～8.2
837	北屋敷11号線	151.0	5.0～9.6
838	中新田小申根2号線	136.4	5.0～9.2

(2) 路線の位置

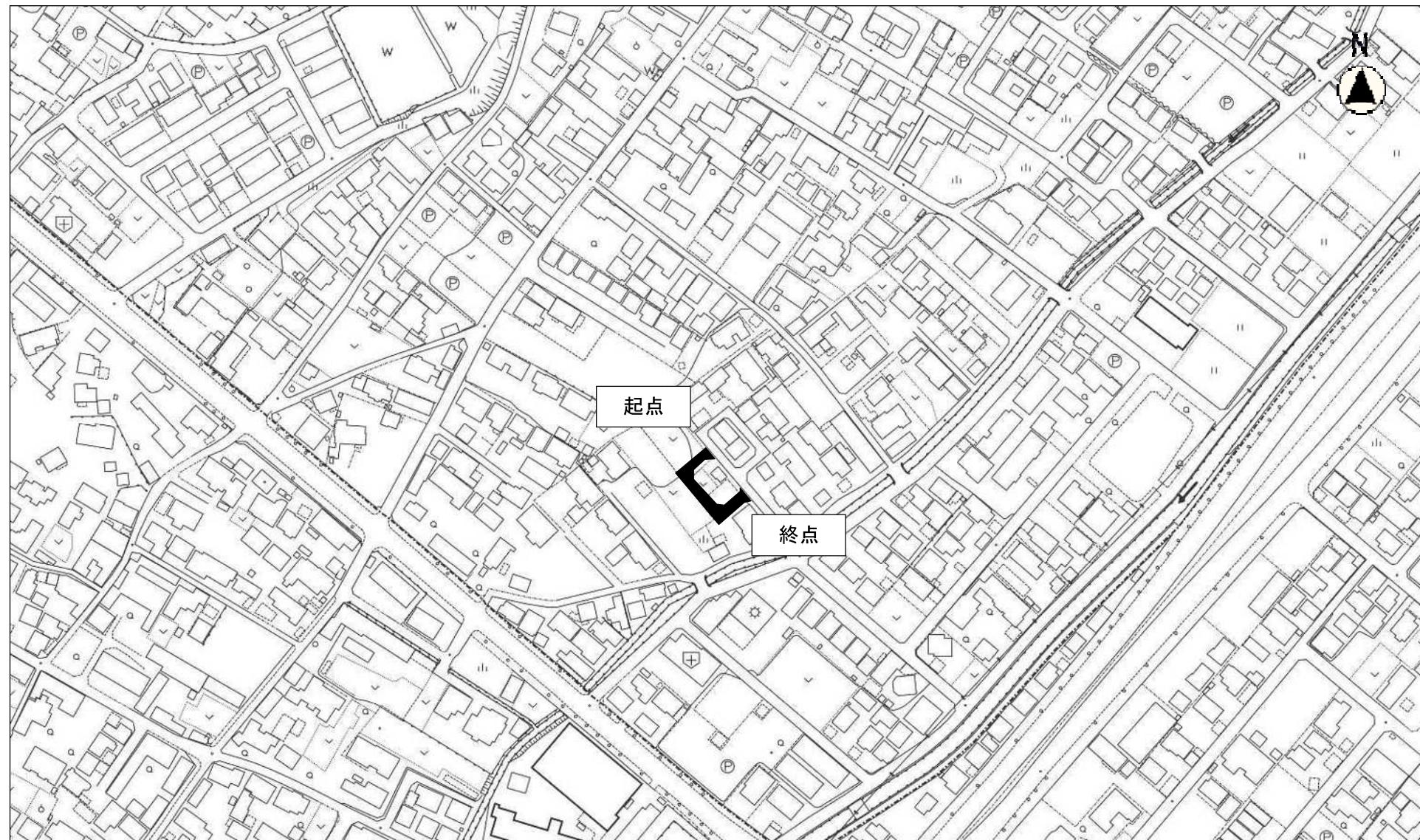
別添図参照

市道路線の認定路

別添図

833 中新田3号線

縮尺 1 : 2,500

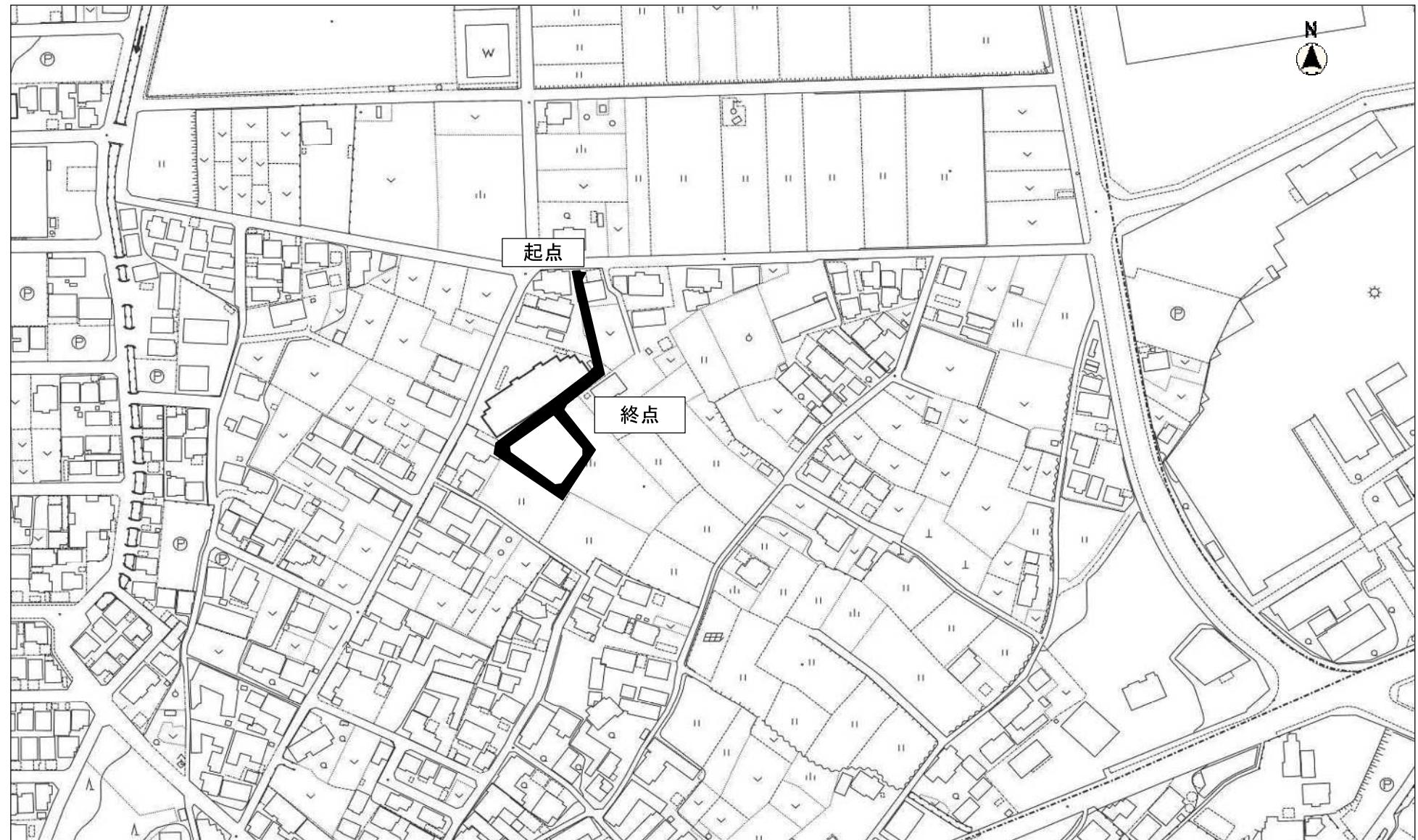


市道路線の認定路

別添図

834 白沢焼山2号線

縮尺 1 : 2,500

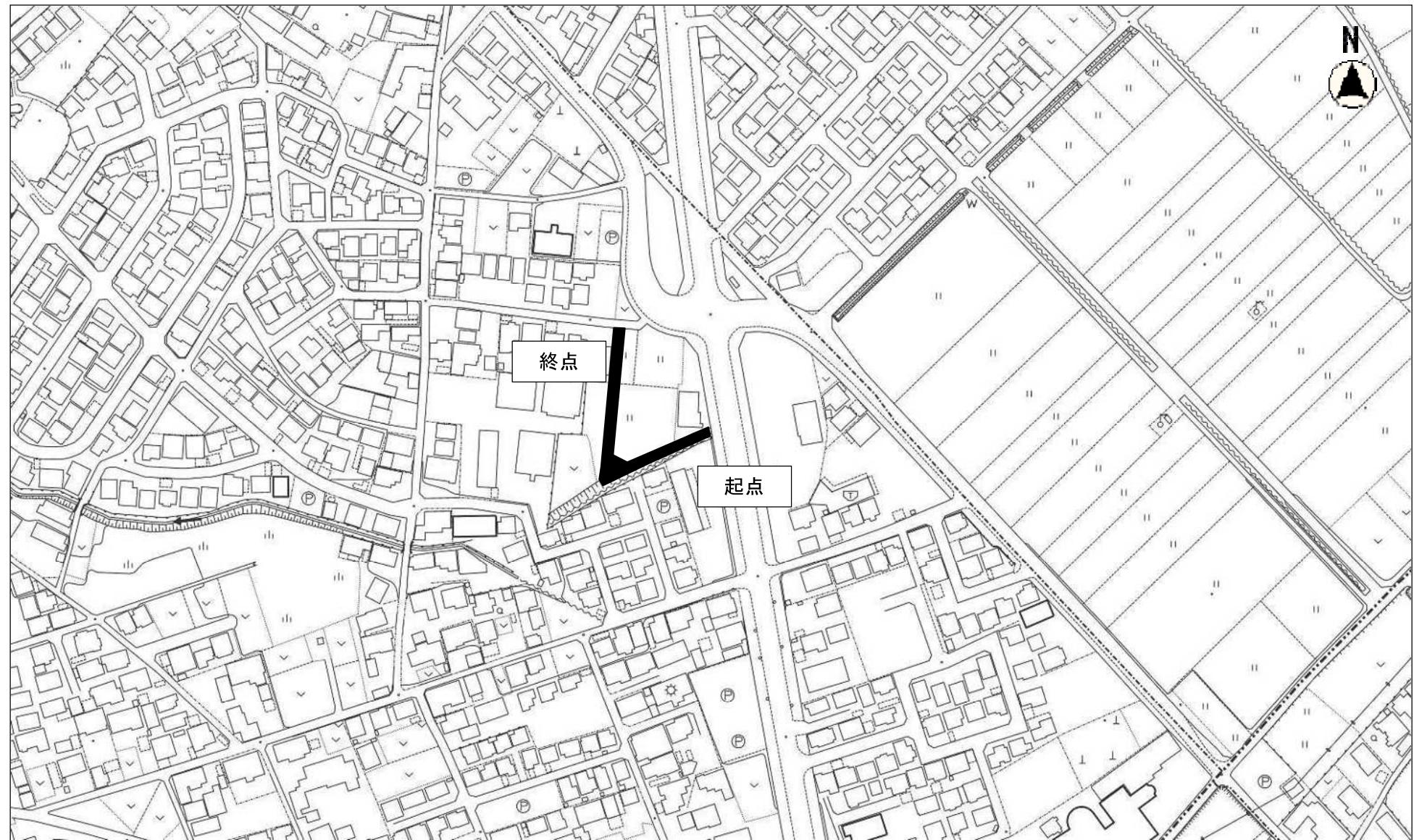


市道路線の認定路

別添図

835 論地30号線

縮尺 1 : 2,500

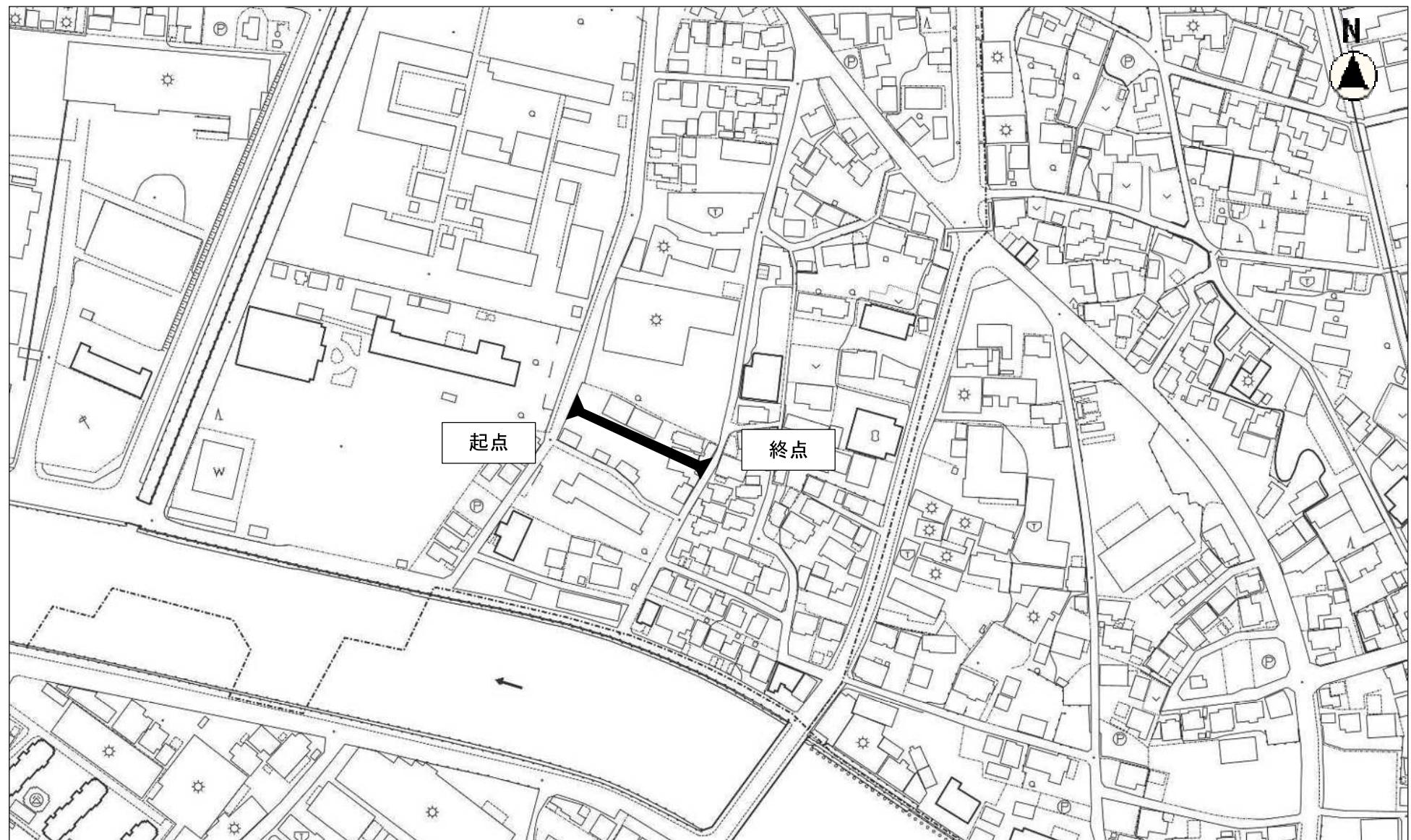


市道路線の認定路

別添図

836 三本木4号線

縮尺 1 : 2,500

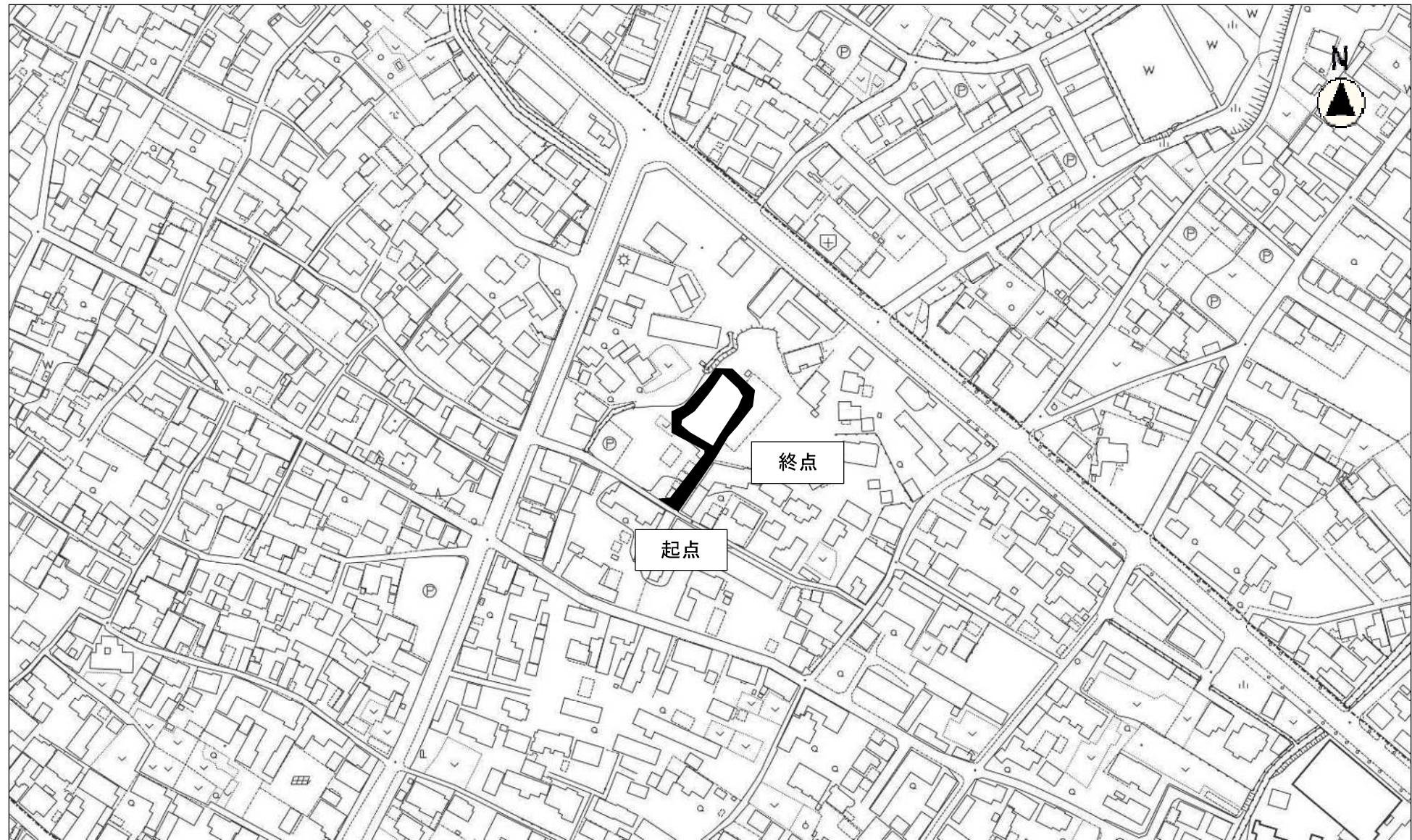


市道路線の認定路

別添図

837 北屋敷11号線

縮尺 1 : 2,500

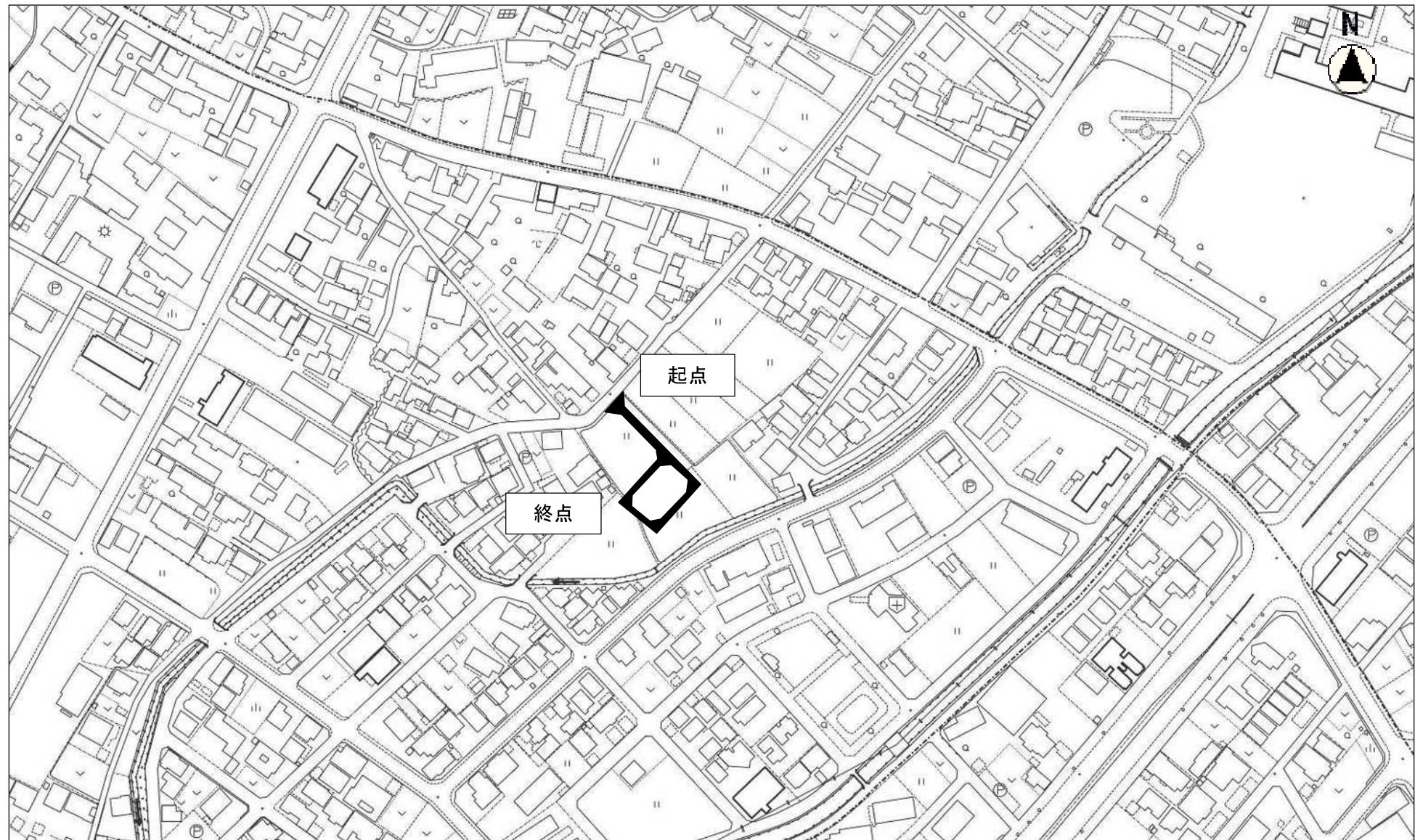


市道路線の認定路

別添図

838 中新田小中根2号線

縮尺 1 : 2,500



議案第57号概要資料

令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

	未処分利益剰余金
当年度末残高	213,466,537円
議会の議決による処分額	△213,466,537円
減債積立金	△80,820,924円
建設改良積立金	△20,000,000円
資本金への組入れ	△112,645,613円
処分後残高	0円

議案第 58 号関係

高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改	正	後	改	正	前
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置		名称	位置	
高浜老人ふれあいの家	略		高浜老人ふれあいの家	略	
吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家	略		高浜中部老人憩の家	高浜市青木町七丁目 6 番地 4 1	
			吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家	略	

議案第58号概要資料

高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 廃止する老人憩の家の概要

名 称	高浜中部老人憩の家
位 置	高浜市青木町七丁目 6番地41
敷 地 面 積	746 m ²
構 造	木造瓦葺平屋建て
延べ床面積	77.84 m ²
開 設 年 月 日	昭和46年4月1日

2 廃止理由

老人憩の家は、高齢者の教養の向上、レクリエーション及び趣味活動の場を提供し、心身の健康の増進を目的として設置された施設である。

高浜中部老人憩の家は、開設から長年経過しており、施設の老朽化が著しいことに加え、当該施設を利用していた地域のいきいきクラブは、会員の減少を理由に解散した。その後、施設内の荷物等の整理を終え、6月末に当該いきいきクラブから建物の引渡しを受けた。

以上のことから、老人憩の家としての役割を終えたと判断し、これを廃止するものである。

【位置図】

